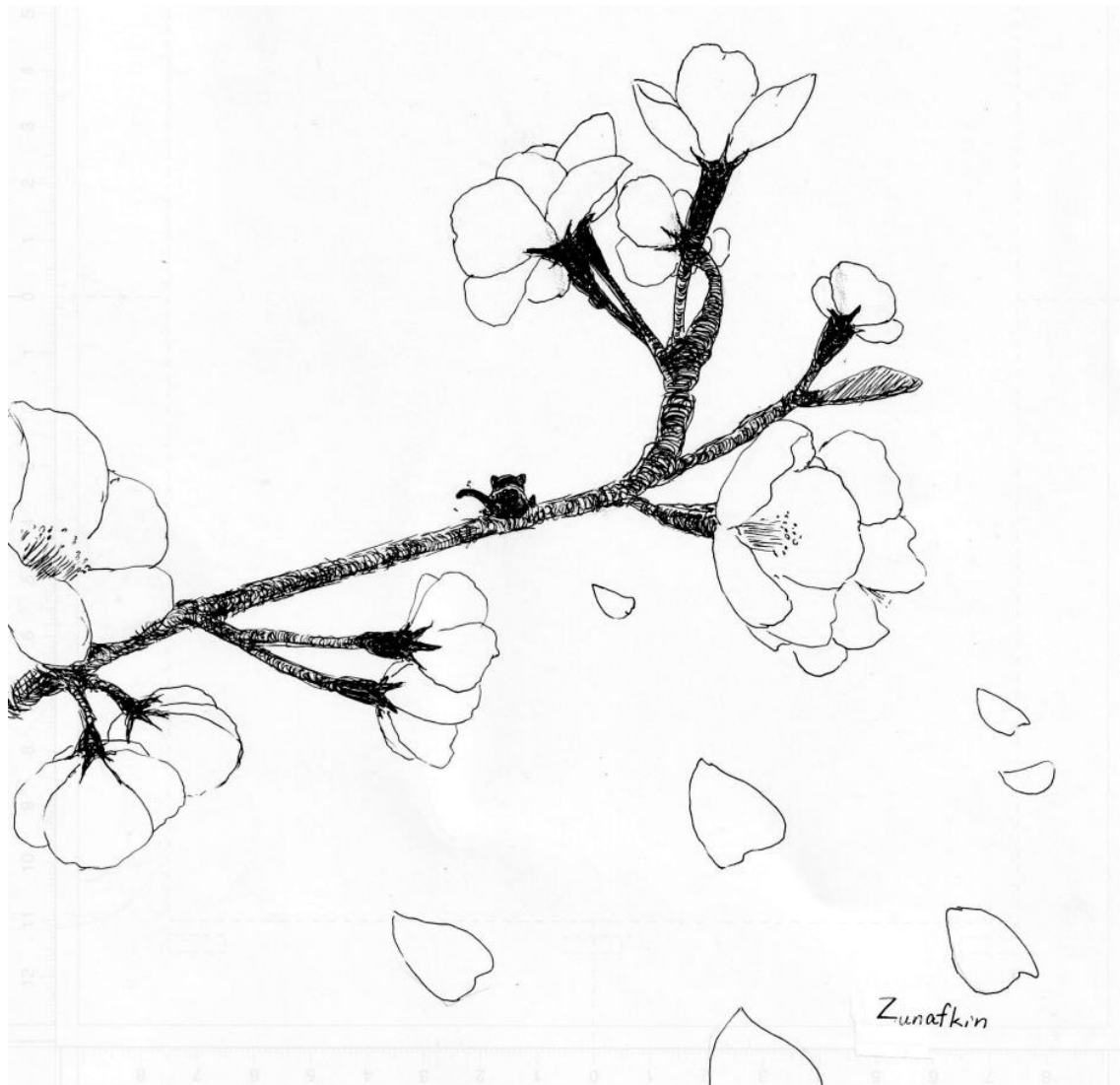


Vol.36 2024年 3月 発行

NPO 法人  
CAP 広島だより



発行：特定非営利活動法人CAP広島 〒738-0011 廿日市市駅前 1-3 号  
TEL・FAX 0829-20-5114  
e-mail [cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp](mailto:cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp)  
HP <https://caphiroshima.org>

<目次>

☆ 子どもの「権利」あれこれ(連載第2回) (横藤田 誠) .....	1 頁
☆ 楽しかった！子どもワークショップ ～もみじライオンズクラブ様の助成による 5 校 18 クラス(松下 マリ子・宇原 敏子) .....	5 頁
☆ 中国5県 CAP グループ交流会 報告 (宇原 敏子) .....	6 頁
☆ 会員からコンニチハ (沖野 智子) .....	7 頁
☆ ほっと一息のコーナー (沖野 智子) .....	8 頁
☆ 実績&事務所だより .....	9 頁



安心 自信 自由



## 子どもの「権利」あれこれ（連載第2回）

横藤田 誠（CAP 広島理事 広島大学名誉教授）

### 2. 「子どもの権利」なぜ理解されない？

連載第1回で触れたように、「子どもの権利」は今でもなかなか共感されません。私の勝手な印象では、人々が〈誰の権利なら納得するか〉のランキングを作るとすると、【普通<sup>1</sup>の大人>身体障害者>精神障害者>ホームレス>外国人>子ども】になります。もちろん、人々が子どもに冷たいというわけではありません。それぞれの人々への配慮・対応を「権利」という形で行うことにどの程度抵抗があるかという話です。

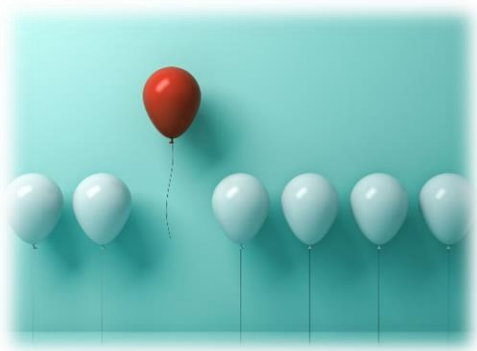
「子どもの権利」という捉え方に抵抗があるのには、次のような理由があるのではないかと思います。

#### (1) かつて「子ども」はいなかった！

かつて大人と区別される「子ども」というのは存在しませんでした！ 中世から近代のヨーロッパを分析したフィリップ・アリエス（杉山光信・杉山恵美子訳）『子供の誕生』（みすず書房，1980年，原著1960年）によれば、中世ヨーロッパには教育という概念も子ども時代という概念もなく、7～8歳になれば徒弟修業に出され、大人と同等に扱われ、飲酒も恋愛も自由とされたそうです。つまり、中世までは「幼児」と「大人」の間に「子ども」という段階が想定されておらず、子どもは「身体が小さな大人」だったのです。身体的に他人に依存しなくてよい年になれば（＝幼児でなくなれば）、すぐに大人の世界に放り込まれました。乳幼児死亡率が高く、5歳頃までは頭数に入れられなかったという背景もあるようです。

日本の場合、子ども独自の服装・髪型があったという点でヨーロッパとは違う面があり、子どもの位置づけが違うのではないかという見方もありますが（網野善彦・阿部謹也『対談 中世の再発見 市・贈与・宴会』平凡社，1982年）、大人と子どもがはっきり区別されてなかったのは同じでした。

憲法によって国家権力を縛り、権力に人権を守らせる立憲主義の基礎を確立したジョン・ロックです



<sup>1</sup> 「普通」をめぐる様々な議論がありますが、ここは読み飛ばしてもらえるとありがたいです。

ら、『市民政府論』（1690年）のなかで、「各人が、どんな他人の意思あるいは権威にも服従させられることなく、自分の自然の意思自由に対してもっている平等の権利」（＝自然権）について、「子どもたちは、この平等の状態に入るために生まれたのであるけれども、平等の中に生まれたのではない。彼らの両親は彼らがこの世に来た時及びその後しばらくは、彼らに対して一種の支配権及び裁判権をもっている」と述べて、子どもにとっての権利の意義を特に意識していませんでした。

近代になって（16～17世紀）、ようやく「子ども」が発見されます。大人と子どもの分離という意識が生まれたのです。きっかけとなったのは、幼児期を過ごした人間がすぐに仕事をするのではなく、学校に行くようになったことです。それによって、「学校に行っている人間＝子供」というふうに、「幼児」「大人」と別の期間として子ども期が誕生するようになったのです。

子ども期の重要性を明確に述べたのが、ジャン・ジャック・ルソーの『エミール』（1762年）でした。

「人は子どもというものを知らない。子どもについてまちがった観念をもっているので、議論を進めれば進めるほど迷路にはまりこむ。このうえなく賢明な人々でさえ、大人が知らなければならないことに熱中して、子どもになにが学べるかを考えない。彼らは、子どものうちに大人を求め、大人になるまえに子どもがどういうものかを考えない。」

「人生のそれぞれの時期、それぞれの状態には、それ相応の完成というものがあり、それぞれに固有の成熟というものがある。」

「自然は子どもが大人になるまえに子どもであることを望んでいる。この順序をひっくりかえそうとすると、成熟してもいない、味わいもない、そしてすぐに腐ってしまう速成の果実を結ばせることになる。わたしたちは若い博士と老いこんだ子どもを与えられることになる。」

こうして発見された「子ども」ですが、ただちに「子どもの権利」に結びつくことはありませんでした。「権利」の概念のなかに、それを妨げるものがあつたのです。

## (2) 「義務を果たさなければ権利はない」？



「権利は義務を果たして初めて与えられる。義務を果たさない人に権利はない」と思っている人は少なくないと思います。これはまったく間違っているわけではありません。おそらく多くの人には権利・義務について契約関係を想定しているのでしょう。商品の売買の場合、売り手は商品を渡すと代金をもらう権利を持ちます。逆に買い手にとっては代金を支払うと商品を受け取る権利が生じます。このように私人間の法律関係を規律する民法等の私法の場合、権利

と義務が対応する関係にあるといえます。

ところが、「子どもの権利」という場合に想定されているのは、私法上の権利ではなく、「人権」(＝人であればだれもが持つ普遍的権利)でしょう。主として国家権力等の公権力に対するもので、憲法や人権条約によって保障されているものです。

人権の特徴を3つの性質で説明することができます。

- 1つは、人権は人であれば誰にでも保障され、人種・家柄などを問いません(普遍性)。
- 2つ目は、人権は人が人であるがゆえに無条件にもっている「生来の権利」だということです(固有性)。国家権力から与えられたものでも、憲法によってはじめて認められたものでもないのです。
- 3つ目は、人権は統治者が誰であっても侵されてはなりません(不可侵性)。

民主的に選ばれた議会で制定された法律であっても、人権を侵害することは許されないのです。つまり、人権は何らかの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、人であれば無条件に保障され、いかなる権力にとっても侵害されてはならないものです<sup>2</sup>。

「人の権利」である人権が子どもにも保障されるのは定義上当たり前なのですが、本当に保障されるようになるまでには、いばらの道を経なければなりません(これについては、第3回で詳しく説明します)。

### (3) 子どもに必要なのは、「権利」より「環境」「関係」?

「子どもの権利」を理解する難しさは、「権利」概念の多義性にあるだけでなく、「子ども」の特質にも原因があります。

理屈のうえでは「子どもの権利」の意義を理解しても、心の内ではすっきり納得できないという人は少なくないと思います。なぜでしょうか。そこに、同じ「人」ではあっても、「子ども」には大人と違う特徴があるからではないでしょうか。

戦後憲法学をリードしてきた学者がこう言っています。

「人権の主体としての人間たるの資格がその年齢に無関係であるべきことは、いうまでもない。しかし、人権の性質によっては、一応その社会の成員として成熟した人間を主として眼中に置き、それに至らない人間に対しては、多かれ少なかれ特例をみとめることが、ことの性質上、是認される場合もある」(宮沢俊義『憲法Ⅱ〔新版〕』有斐閣、1971年)。



---

<sup>2</sup> もちろん、人権を行使することで人を傷つけたりすることは許されず、正当な理由があれば制約されることはあります。それ以外にも、子どもの場合、飲酒・喫煙を禁止するように、子ども自身を守るための人権制約がどの程度許されるかという特有の問題もあります。これについては、後に触れます。

多くの人はこれに同意するのではないのでしょうか。

それはなぜでしょうか。子どもの権利に詳しい研究者から、1つの回答が示されています。

「〈子ども〉とは〈大人〉との差異を前提にした関係概念である。その意味で子どもが成長・成熟のために最も必要としているのは〈関係〉であって、権利の名の下で孤立化された利益ではない。〈権利〉は〈関係〉を保障しないのである。〈権利〉の文字通りの貫徹が予期せぬパラドックスを生み出す理由はここにある」（森田明「子どもの『権利』」公法研究 61号〔1999年〕）。

この指摘が正しいかわかりませんが、私自身は結構納得しました。確かに、「権利の名の下で孤立化された利益」だけでは、子どもの成長や幸福に本当に結びつくか確信がありません。家族や学校・地域社会等の中で育つ子どもの特徴を思えば、「関係」の重要性は無視できないと思います。

でも、従来この観点のみが重視されて、「権利」がないがしろにされてきたのではないか、という反省・悔いも否定できません。最近頻発する、子どもをめぐる悲しい事件を見るたびに、私たちの社会には何かできたのではないか、何よりも「人であれば誰もが保障される人権」を子どもにも確実に保障されるように、国・地方の制度を再検討し、私たちの意識を変えていく必要があるのではないかと、痛感します。

次回から紹介する「子どもの権利」保障の歴史的経緯と様々な議論が、そのきっかけになればいいなと思っています。



# 楽しかった！子どもワークショップ

—もみじライオンズクラブ様の助成による 5校 18クラス—

参加報告 松下マリ子・宇原敏子

2023年度も、もみじライオンズクラブ様の助成により、広島市内5校に『CAP子どもワークショップ』を実施することができました。参加した児童は506名です。もみじライオンズクラブの皆さま、本当にありがとうございました。広島市教育委員会から、もみじライオンズクラブ様へ感謝状の贈呈式が佐伯区内の小学校で行われました。

実施したワークショップでの子どもたちからは



「初めて聞く話だった。」

「安心、自信、自由を大切にしたい。」

「先生に話したらいい、ということが分かった。」



「CAPさん、ありがとう。また来てください。」

「怖いことがあったら相談する。」

「友だちにイヤなことをされていたけど、今度からイヤ！と言う。」

・・・・・・・・等々、沢山の感想をもらいました。



感謝状贈呈式（2024/1/16）

ワークショップ実施の前には学校を訪問し、クラスの先生方と打ち合わせをしています。『CAPを我がクラスで実施してもらいたくて、ずっと待っていました。』とCAPをよく知ってくださっている先生もいらっしゃるのですが、『CAPは初めてです。』とおっしゃる先生方が増えてきました。CAPの認知度は随分低くなったことを実感しています。

2023年4月1日に施行された“こども基本法”は、全ての子どもの権利を保障することが明記されています。

子どもの声に耳を傾け子どもの声を聴いてきたCAPの活動を、これからは“こども基本法”が追い風となり、活動しやすくなるであろうと期待せずにはおれません。

CAPの活動に長年賛同して下さり助成して下さった“もみじライオンズクラブ様”には重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最終日の小学校のワークショップには、鯉城もみじライオンズクラブ様の見学があり、今後は「CAPを応援します」との心強いお言葉をいただきました。これからも沢山の子どもたちに、子どもの大切な権利“安心・自信・自由”を届けていけると思うと、うれしくなります。鯉城もみじライオンズクラブ様、どうぞよろしくお願ひいたします。

社会も子どもの権利保障に向けて動き始めた今。私たちCAPスペシャリストは、これからも学びを深め、おとなにも子どもにもCAPワークショップを届けていきたいと思います。



# 中国5県CAPグループ交流会

10月8日(日)開催 於ZOOM 担当CAPプロジェクトおかやま  
参加報告 宇原敏子

2023年度の交流会には、当会より3名がZOOMで参加しました。

今年度はCCJの理事長交代があり、新しく伊藤理事長が就任されました。交流会には伊藤理事長も参加され、自己紹介を兼ねて今後のCCJについての希望あるお話を頂きましたので、ここにご紹介します。



## ❖伊藤理事長 横顔紹介

- ・・・現在、大阪公立大学の教授。子ども家庭福祉、社会的養護が専門分野。
- ・・・大学卒業後に2年間児童養護施設で勤務経験。
- ・・・現在は養育里親としても登録。5年間で14名の子どもを養育。
- ・・・2018年よりCCJの理事をされ今年度2023年に理事長に就任。
- ・・・子ども家庭庁の会議にメンバーとして参加。随所でCAPの話を伝える。

## ❖理事長の話～要点～

こども基本法を交えながら子どもの置かれている現状、いじめ、ヤングケアラー、そして特に、最近よく聞かれる『アドボカシー』の話から「子どもの声を聴くこと」の大切さとCAP活動の必要性について話されました。

- 「意見を言ってよかった」という成功体験がないと、子どもは「意見が言える人」には育たない。
- 「意見を聞かれる機会」の少なかった子どもたち
- 「言っても無駄だ」とあきらめさせない関わりの必要性

- ・「子どもの声をきく」社会へ
- ・子どもを RESPECT する社会

## ❖新体制となったCCJの動き・・・風通りの良い組織をめざします！

児童養護施設等において「大人が大切にされない施設で子どもが大切にされることは難しい」という支援者支援論をCCJの組織においても活かし、CAPスペシャリスト同士が支え合える関係や体制づくりを進めます。お互いをRESPECTしながらCAPを届けていきましょう。

R	Relationship	風通しの良い人間関係
E	Empowerment	お互いをエンパワメント
S	Strength	ストレングス/強み/長所に着目
P	Pride	自信をもってCAPを届ける
E	Empathy	子ども/お互いへの共感力を発揮
C	Children first	子どもを優先/子どもまんなか
T	Trust	子どもを/仲間を/自分を信じる

さて、いよいよ2024年度の開催地は広島です。広島の呼びかけで始まった中国5県交流会も今年で3周年を迎えます。コロナも5類に移行したことから、是非、対面での交流を行い各グループをお迎えしたいと思っています。皆で元気に、ワイワイと盛り上げていきましょう！

## 会員からコンニチハ

沖野 智子



私がグループ内研修を受講したのは安芸灘地震が起きた2001年です。忘れもしない3月24日、西区福祉センターでフォローアップ講座を受けている最中の大揺れ。誰かがぐわんぐわんと揺れている吊り下げテレビを支え、誰かがドアを開けに走り…。私は口を開けて固まっていただけだったのを覚えています。

それから20余年があつという間に過ぎてしまいました。実働メンバーとして走り回った10年余り、本当に忙しかった！午前中に東区の小学校、午後は南区の小学校でワークショップ、昼食は移動の車の中でおにぎりをほおぼる…ということもありました。今考えると、若かったのだなあとつくづく思います。

ワークショップの思い出、NPO法人取得プロジェクトチームの思い出等、たくさんの思い出の中に、外部講師の方の忘れられない言葉があります。実はその方がどなただったのか、申し訳ないことにすっかり忘れてしまっているのですが、おっしゃったことはしっかり覚えています。「皆さんは、ひとつの“志(こころざし)”を持って集まった方達です。“志”は目には見えませんが、とても強いものです。がんばってくださいね。」

ときどきこの言葉を感謝とともに思い出すのです。

人が集まれば大なり小なり何かしらの諍いやもめ事が起き、分裂に至ったりします。趣味の同好会でも、崇高な理想を掲げた団体でも。もちろん、好き嫌いはあるものだし、グループができてしまうのも仕方のないことです。でも、大きな争いに発展してしまう前に「私達は何のために集まっているのか」と意識的に原点に立ち戻ることは、とても大切なのではないかと考えています。

現在は中国山地のど真ん中、安芸太田町でカメムシと一緒に暮らしています。実働を離れて久しく、何もお役に立てないことを申し訳なく感じていましたが、数年前に「会報編集を手伝って」と声をかけていただきました。原稿チェックをしているだけなのですが、僅かでもお役に立っているのなら嬉しいことです。

そうそう、本の紹介もしています。「次は何を紹介しようか？」と考えるのも楽しいものですが、ブックトークの難しさも感じています。でも、たまには他の方のおすすめも読ませていただきたいです。良かったら、原稿をお寄せくださいね。



## ほっと一息のコーナー ～沖野さんちの本棚～

### 「盾 シールド」(幻冬舎)

村上 龍 著

はまの ゆか 絵



「人間には、からだの中心にとっても大切なものがある。心と呼ばれたり精神と呼ばれたりする。そのやわらかい大切なものを守ることができなければ、それは次第に固くなって縮んでいき、やがては乾いた犬のクソみたいになってしまう。そうすると人間は感情も、感動も、驚きも、考える力も、何もかも失ってしまうんだ。」

小学生のキジマとコジマは、名無しの老人からこんな言葉をもらいました。

「じゃあ、どうやって守るんですか？」二人は聞きます。

「盾、シールドが必要だ。」

「どういうシールドですか？」

「自分で考えろ。」

この時からキジマとコジマは、シールドとは何か、どうすれば手に入れることができるのか、考え続けながら学生時代を過ごし、社会人となり、挫折を知ります。そして…。

この作品は、いちおうは絵本の装丁ですが、150ページもあります。どうやら思春期以上の読者を想定しているようで、おとなにも十分に読み応えがあると思います。

著者の村上龍はあとがきの中でこう記しています。

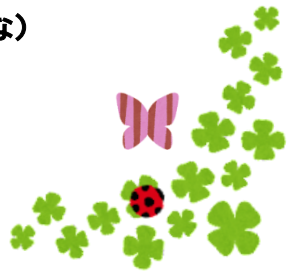
「わたしはひとつの仮説を立ててみました。心とか精神とか呼ばれるもののコア、中心部分はとても柔らかくて傷つきやすく、わたし達はいろいろなやり方でそれを守っているのではないか…(中略)そして守るための手段を“盾 シールド”という言葉で象徴させることにしました。」

「自分はどんな盾を持っているのか、あるいは持とうとしているのか、読者の皆さんが考えるヒントをこの絵本で得ることができればと思います。」

シールドとは何なのか？どうすれば手に入るのか？  
さて、その答えはどこにあるのでしょうか…？

## 2023年度9月～3月 ワークショップ実績

- 10月 保育所まこと学園(おとな・就学前)
  - 11月 古田台小学校(おとな) 山田小学校(子ども)※ なぎさ公園小学校(子ども)
  - 12月 飯室小学校(子ども)※ 友和地区コミュニティ推進協議会(おとな)  
美鈴が丘小学校(子ども)※
  - 1月 美鈴が丘小学校(子ども)※ 大芝小学校(子ども)※
  - 2月 春日野小学校(子ども)※ 八木幼稚園(就学前)
  - 3月 八木小学校(子ども)
- ※ もみじライオンズクラブ様による助成



## 事務所だより

★2023年11月～2024年3月 広島もみじライオンズクラブより助成をいただき  
広島市内5校にてWSを実施しました。

広島もみじライオンズクラブの皆様、ありがとうございます。

★令和5年度共同募金「社会課題解決プロジェクト募金活動」へのご協力、ありがとうございます。

令和4年度の事業報告、及び、令和5年度募金活動の結果につきましてはHP等でも報告する予定です。

2月末までの募金状況は次のとおりです。

募金件数:58件 募金総額:199,054円 達成率:56%(目標額 350,000円)

募金は3/29の振込まで有効です。

会員の皆様に再度、募金用紙を送らせていただきました。お知り合いの方等にお声がけいただけたら助かります。

★イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへのご協力ありがとうございます。

今年度は2024年2月11日をもって終了しました。

4,472,982円の黄色いレシートが当法人へ投函され、44700円分のイオンギフトカードが贈呈されることになりました。活動に必要な物品の購入に充てさせていただきます。

2024年度(2024.3～2025.2)も登録が決定しました。毎月11日が幸せの黄色いレシートキャンペーンの日です(除3/11)。皆さんも当法人のボックスを持って店頭活動に参加してみませんか?今年度は2/11に参加しました。

\*店頭活動の様子はHPブログをご参照ください。

参加希望の方は、参加希望月の1か月前までに希望日をお知らせください。待っています!

編集後記

・久しぶりに子どもたちの前でのワークショップに参加しました。子どもたちが自分のこととして3つの権利を捉え、友だち・自分の権利を守る力があると理解していく様子は、私に元気をくれました。(か)